

入札参加資格者 様

西尾市長 中 村 健
(公 印 省 略)

建設工事の電子入札における落札後の手続きについて (通知)

建設工事の電子入札における落札後の手続きの流れは以下のとおりです。あらかじめ指定する契約日以前に手続きが完了しない場合、契約が締結できなくなるおそれがありますので、再度ご確認くださいようお願いいたします。

記

1 落札決定日

落札者に電子調達システムから決定通知が届きます。

※ 落札決定の個別の電話連絡は行いませんのでご注意ください。

2 落札決定日の翌開庁日

財政課に契約保証方法報告書を提出し、契約書 (案) を受け取り、直ちに契約保証の手続きを開始してください。

※ 建設工事で契約金額が 500 万円以上の場合が該当となります。

3 落札決定日～契約日の前開庁日

① 工事担当課で説明資料のチェックを受け、リサイクル説明書を財政課に提出してください。

※ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に該当する工事の場合が該当となります。

② 業務担当課でチェックを受け、「建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項」を財政課に提出してください。

※ 延床面積が 300 平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計または工事監理の業務の場合が該当となります。

③ 契約書の準備が整いますと市の担当者から電話連絡が入ります。

4 契約日

財政課にお越しいただき、契約書の受け取り等をお願いします。

※ 準備状況により、契約日以前となる場合もあります。

(連絡先 総務部財政課契約検査担当 直通電話 65-2163 内線 3505～3507)